

「秋田県消費者施策推進計画（案）」に対する意見募集 （パブリックコメント）の実施について

県では、これまで2次にわたり「秋田県消費者教育推進計画」を策定し、学校や地域社会、各職場などにおいて消費者教育の推進を中心とした各種消費者施策に取り組んできました。この間、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした消費行動の変化やデジタル化の進展、成年年齢の引き下げなど、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした変化に的確に対応し、県民の消費生活の安定と向上の実現を目指して、新たに消費者教育を含む総合的な消費者施策を推進するための基本計画「秋田県消費者施策推進計画」を策定することとしました。

ついては、本計画案に対する県民の皆様からの御意見を、次のとおり募集します。

1 計画の名称

秋田県消費者施策推進計画（案）

2 意見の提出期間

令和6年12月10日（火）から令和7年1月9日（木）（必着）まで

3 関係資料の閲覧方法

（1）閲覧場所

秋田県生活環境部県民生活課（県庁本庁舎5階）

秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

美の国あきたネット（<https://www.pref.akita.lg.jp>）県民生活課ページ

（2）閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び12月29日～1月3日を除く）

4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれか

様式は任意です。参考として「意見書様式」を添付しますので、ダウンロードしてお使いください。

5 意見の提出先

秋田県生活環境部県民生活課 消費生活チーム

〔郵便〕 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1

〔ファクシミリ〕 018-860-3891

〔電子メール〕 kenminseikatu@pref.akita.lg.jp

6 意見提出の際の留意事項

いずれの方法による提出の場合も、提出される方の住所・氏名・年代を明記してください。住所等を明記していない場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります。

なお、電話や口頭での受付はいたしませんので御了承ください。

7 提出された意見の公表

提出いただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。その際、住所・氏名・年代は公表しません。

なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

また、案に対する賛成、反対のみを表明する意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。